

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課

令和3年7月

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
6. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
7. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
8. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
9. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) **支払手段 (建設業法第24条の3第2項)**
10. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
11. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 13-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 13-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R3.7)について

○背景

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていないなどの現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日、中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長）の改正通知が発出されたことを踏まえ、「**建設業法令遵守ガイドライン**」の「**下請代金の支払手段**」について改訂するもの。

○改訂の概要

9-2. 下請代金の支払手段（法第24条の3第2項）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。）において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、**元請負人はこの点についても留意しなければならない。**

- ① 下請代金の支払は、**できる限り現金**によるものとする。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる**割引料等のコスト**について、**下請事業者の負担とすることのないよう**、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で**十分協議して決定すること**。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて**具体的に検討できる**ように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の**割引料等のコストを示すこと**。※
- ③ 下請代金の支払に係る手形等の**サイト**については、**60日以内**とすること。

※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければならない。

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、第20条の2）
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）

6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）
8. 支払（建設業法第24条の3第2項、第24条の6）
- 9-1. 独占禁止法との関係
（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
- 9-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局